

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-01		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	民生委員推薦会費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
			担当者名	宮武	内線	2637		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	民生委員推薦会費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 21	（ 1946 ）	年度	根拠	民生委員法・施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	民生委員法及び東京都民生委員・児童委員選任要綱に定められた選任要件を満たし、地域住民の良き相談相手として、また、必要に応じて行政・関係機関との橋渡しなど、熱意を持って活動できる民生委員候補者を選出する。							
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：令和4年10月1日～令和7年9月30日]							
内容	<p>民生委員・児童委員の3年に1度の一斉改選及び欠員が生じた場合、適宜推薦会を開催し候補者を決定するとともに、東京都知事あてに推薦する。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査対象とする候補者※ 年4回[4・7・10・1月期]（一斉改選年度は、年3回[4・7・12月期]） ○ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査を省略する候補者 年12回[毎月] <p>※審査対象とする候補者「要説明者」に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常勤の被雇用者 ②現住所在住3年未満の者 ③担当区域（隣接区域を含む）外居住者 ④元民生委員 ⑤民生委員協議会出席率60%未満の者（一斉改選時の再任者） ⑥活動記録提出率80%未満の者（一斉改選時の再任者） 							
経過	<p>昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成25年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。</p> <p>令和元年12月1日の一斉改選から、再任者の定年が73歳未満から75歳未満に引き上げられた。</p>							
必要性	法令に基づき必置である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	委員現員数（人）	207	204	199	199	216	民生・児童委員数
	②	充足率（%）	95.8	94.4	92.1	92.1	100	委員現員数÷委員定数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		法定事務事業であり、民生委員・児童委員を確保するうえで必要である。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		355	355	671	359	362	714	373
決算額 (5年度は見込み)		137	58	302	0	0	239	373
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
開催回数 (回)		2	1	5	0	0	4	4
委員報酬 (単価：円)		6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
一般委員数 (年度末)		199	199	192	192	189	184	184
主任児童委員数 (年度末)		14	14	15	15	15	15	15
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	委員報酬	0	報酬	委員報酬	214	報酬	委員報酬	332
需用費	当日賄い	0	旅費	事務補助職員通勤費	0	需用費	当日賄い	9
役務費	郵便料	0	需用費	当日賄い	9	役務費	郵便料	5
使用料等	会場使用料	0	役務費	郵便料	1	使用料等	会場使用料	27
			使用料等	会場使用料	15			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	854	5,581	4,727	地方税等	0	0	0
	物件費	0	25	25	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	239	239
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	239	239
	賞与・退職給与引当金繰入額	117	1,230	1,113	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 971	▲ 6,597	▲ 5,626
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	971	6,836	5,865	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 971	▲ 6,597	▲ 5,626
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 971	▲ 6,597	▲ 5,626

備考 4年度は、3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選を行ったため、推薦会実施回数の増加に伴い、都支出金が239千円の増となっている。

問題点・課題 ○福祉課題が多様化する現在、地域の身近な相談相手であり、行政や専門機関への「橋渡し役」である民生委員・児童委員の役割は大きくなっている。また、民生委員が関わる事項は多様かつ複雑化しているため、地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が難しくなっている。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一斉改選で後任委員を確保できるよう、関係機関と連携しながら広報活動を行う。	関係部署や区施設にリーフレットの掲示や啓発グッズの配付を依頼し、民生委員活動の普及啓発を行った。	各地区の状況に合わせて後任候補者の確保や欠員区域のフォローができるように各地区協議会と連携する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 平成23年三定 民生委員のなり手不足について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	民生委員活動費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	本木	
			担当者名	佐々木		内線	2637	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-01	民生委員活動費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 21	（ 1946 ）	年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び協力員に対する活動費及び事務費の支給要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	民生委員・児童委員の活動に要する活動費・事務費の支給及び協議会に対する補助金を交付するとともに、協議会の運営を支援することによって、組織体制の強化を図るとともに、より良い活動が展開されるよう環境を整える。							
対象者等	<input type="radio"/> 民生委員・児童委員：定数216名（地区会長7名（うち1名を全体の会長とする）・一般委員194名・主任児童委員15名） <input type="radio"/> 民生・児童委員協力員：定数21名（1地区民児協に対し3名まで）							
内容	1 活動費・事務費の支出、協議会運営等に要する費用の負担 民生委員・児童委員に対し、交通費等の活動費11,500円/月（都8,800円+区上乗せ分2,700円）を、民生・児童委員協力員に対し、4,300円/月を4ヶ月毎に支給する。民生委員・児童委員に対して連絡通信費等の事務費2,500円/年を年度当初に支給する。また、協議会運営等に要する費用に対して補助（4,477,600円）を行う。 2 協議会の主要事業 (1) 民生委員・児童委員協議会を7地区（南千住東・南千住西・荒川・町屋・東尾久・西尾久・日暮里）で月1回開催。民生委員活動について、委員相互での意見交換・情報共有を行う。 (2) 7つの専門部会（児童福祉・障がい者福祉・生活福祉・高齢者福祉・子育て支援・主任児童委員・広報）による部会活動を実施。各専門部会で、福祉についての意見交換や研修を実施する。施設見学等の全体研修会を年に1～2回実施する。広報部会では機関紙「みんきょう」を年に2回発行する。							
経過	<input type="radio"/> 民生委員・児童委員数は、令和5年6月1日現在で199名（南千住東地区25名、南千住西地区28名、荒川地区30名、町屋地区29名、東尾久地区23名、西尾久地区23名、日暮里地区41名）。民生・児童委員協力員数は6名（南千住西地区1名、荒川地区2名、西尾久地区2名、日暮里地区1名）。 <input type="radio"/> 民生委員・児童委員協議会に対する管外視察研修補助金については、平成15年度～22年度には一名当たり5,000円を支給していたが、23年度から一名当たり8,000円に増額した。 <input type="radio"/> 令和元年10月から、活動費は11,300円/月から11,500円/月に増額した。 <input type="radio"/> 令和2年度から、協議会運営等に要する費用に対する補助を3,052,000円から4,477,600円に増額した。							
必要性	民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員の諸活動における必要経費（交通費、連絡通信費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用等）に対する支援の必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	充足率(%)	95.8	94.4	92.1	92.1	100	委員現員数÷委員定数
	②	民児協出席率(%)	90	88	91	91	100	全委員の平均
③	相談支援件数(件)	827	900	919	950	1,044		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進 急速に少子高齢化が進展するなど、地域福祉を取り巻く環境が変化し続ける中で、地域福祉の担い手として、多様化する課題解決の一翼を担う民生委員・児童委員への支援は必要である。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	34,242	35,158	35,263	37,254	36,919	37,748	37,038
決算額 (5年度は見込み)	33,104	34,174	33,737	33,517	33,016	34,519	37,038
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
民生委員・児童委員数 (年度末)	213	213	207	207	204	199	199
協力員数 (年度末)	4	4	4	6	6	7	8
民生委員協議会開催日数	53	53	46	38	31	53	59
相談・支援件数 (延べ)	1,566	1,333	1,044	827	900	919	950

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	活動費	29,264	報償費	活動費	28,783	報償費	活動費	30,948
旅費	管外研修職員参加旅費	0	旅費	管外研修職員参加旅費	8	旅費	管外研修職員参加旅費	15
需用費	協議会賄い、消耗品等	139	需用費	協議会賄い、消耗品等	829	需用費	協議会賄い、消耗品等	469
役務費	郵送料、筆耕委託料、保険料等	411	役務費	郵送料、筆耕委託料、保険料等	206	役務費	郵送料、筆耕委託料、通信料、保険料等	524
使用料等	地区会長会、地区民協、合同民協会場使用料	294	使用料等	地区会長会、地区民協、合同民協、委嘱状伝達式会場使用料	361	使用料等	地区会長会、地区民協、合同民協会場使用料	455
負担金補助等	事業補助金	2,908	負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	4,332	負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	4,627

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	12,377	15,653	3,276	地方税等	0	0	0
	物件費	842	1,402	560	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	24,943	24,944	1
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	32,174	33,117	943	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	24,943	24,944	1
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,696	3,589	1,893	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 22,146	▲ 28,817	▲ 6,671
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	47,089	53,761	6,672	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 22,146	▲ 28,817	▲ 6,671
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 22,146	▲ 28,817	▲ 6,671	

備考 補助費等33,117千円の内訳は、民生・児童委員及び協力員に対する活動費28,783千円、民生・児童委員協議会に対する補助金4,332千円である。

問題点・課題 ○社会構造が変化し、人々の生活課題も多様化するなかで、区民と行政との橋渡し役を担う民生委員・児童委員の活動の重要度は増している。その反面、各委員の負担も増加しており、サポートが必要である。
○民生委員・児童委員の役割や活動内容についてあまり知られていないことで、新たな委員のなり手不足等の問題が生じている。区民の理解を深め、関心を持てるような周知活動が必要である。
○新型コロナウイルスの影響で中止していた直接の訪問活動の再開に向けて、委員の意向を踏まえ、活動方法を検討する。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区大会の開催に向けて、大会を円滑に運営できるよう、民生委員・児童委員との連携を図り、サポートを行う。	区大会に向けて、計画通り遂行できるよう、実行委員や各部会と連携を図りながら準備を進めていった。	一斉改選を経て、新任委員や役員就任等で環境が変わった委員が不安や負担なく活動できるような環境づくりに取り組む。
②	一斉改選に併せ、改めて活動を周知するために区報に民生委員・児童委員の特集記事を掲載する。	一斉改選後の区報に民生委員・児童委員の一覧表を掲載し、区民が自分が住む地域の委員を把握し、相談しやすい環境を整えた。	民生委員・児童委員の活動内容の周知のため、パネル展等の行事で使用する展示物の内容の見直し、改善を図る。
③	敬老祝品、ひと声運動等の訪問活動の再開に向けて、委員の意見を聞きながら、活動方法を検討する。	ポスティングでの配付も選択できるようにし、委員の意見を聞きながら、直接の訪問活動を再開した。	感染状況を考慮し、委員の意見を聞きながら、中止していた活動の再開を目指す。

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	・活動費を上乗せしている区：18区 (千代田・中央・港・新宿・文京・台東・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・豊島・北・練馬・足立・葛飾・江戸川) ・活動費とは別に、協議会への補助金という形で上乗せ分を支出している区：3区 (新宿・品川・江東)

況 議 平成23年三定 民生委員の業務確保のための定年制、OBの活用について

会 質 問 状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
		担当者名	大森	内線	2614		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	行旅死亡人等取扱費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 22（ 1947 ）年度	根拠	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	行旅中に死亡した身元不明者及び引取者のいない死亡人を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行うことで、公衆衛生及び社会秩序を保持する。また、日本国内を旅行中の外国人が緊急に入院し、医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療費給付等により救護を行うことを目的とする。						
対象者等	1 行 旅 病 人 …旅行中に病気などで、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ） 2 行旅死亡人等…葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人						
内容	1 行旅病人の取扱い…行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。 【行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし】 2 行旅死亡人等の取扱い…身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用を請求する。 【行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、顔かたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし】 【墓埋法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない】						
経過	行旅病人の取扱いについて平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。 平成4年6月15日付福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」の通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法等に基づき、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		4,191	5,515	5,042	6,956	8,554	7,237	8,658
決算額 (5年度は見込み)		3,833	4,886	3,416	6,091	5,840	4,014	8,658
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	【取扱件数】							
	官報掲載	1	3	0	3	2	3	3
	行旅死亡人等	24	33	23	41	39	27	55
行旅病人	0	0	0	0	0	0	1	
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
役務費	官報掲載料	33	役務費	官報掲載料	32	役務費	官報掲載料等	63
委託料	埋火葬委託料	5,806	委託料	埋火葬委託料	3,982	委託料	埋火葬委託料	8,309
扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	282
						公課費	収入印紙代	4

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	5,121	7,156	2,035	地方税等	0	0	0
	物件費	5,839	4,014	▲ 1,825	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	990	772	▲ 218
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1	0	▲ 1	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	4,214	3,467	▲ 747
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,204	4,239	▲ 965
	賞与・退職給与引当金繰入額	702	1,641	939	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,459	▲ 8,572	▲ 2,113
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	11,663	12,811	1,148	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,459	▲ 8,572	▲ 2,113
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,459	▲ 8,572	▲ 2,113

備考

物件費は埋火葬に関する委託料であり、行旅死亡人等の発生件数によって決算額は増減する。その他収入は死亡人が加入していた健康保険の葬祭費及び埋火葬に要した費用の親族等による弁償費用である。

問題点・課題

○一人暮らしの高齢者が自宅や病院で死亡し、身元は判明しているものの、親族による引き取り拒否等によって、区で埋火葬を執り行うケースが増加傾向にある。
○死亡人と親族との関係が複雑化したケースが多くなっており、戸籍等の調査に時間を要している。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	医療機関や地域包括支援センター等の関係機関と連携を取りながら迅速に対応する。	医療機関等の関係機関と連携を取りながら、迅速かつ丁寧な対応を行った。	引き続き、関係機関との連携を密にし、法規に則った迅速な対応を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事																												
事務事業名	区営住宅等管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木																													
		担当者名	大森	内線	2614																													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-06-01	区営住宅等管理運営費																																
	01-06-02	区営住宅借上料																																
	01-06-03	区営住宅営繕費																																
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業																													
開始年度	平成 4（1992）年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、区営住宅条例及び施行規則																															
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等																															
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画																														
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市																															
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成																															
	施策	02	快適な居住環境の形成																															
目的	住宅に困窮する低所得高齢者及び身体障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区が建設した住宅と民間から借り上げた住宅を、区営住宅として所得に応じた低料金で提供する。																																	
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記のすべてに該当する者(1)区内に引き続き5年以上居住している(2)独立して日常生活を営める(3)前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)である(4)65歳以上の一人暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上のみの二人世帯																																	
内容	<p>1 入居者の管理</p> <p>2 建物等の維持管理</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住宅名</td> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td style="width: 15%;">管理開始</td> <td style="width: 35%;">戸数（区営143戸・都営50戸）</td> </tr> <tr> <td>(1)西尾久七丁目住宅（借上型）</td> <td>西尾久7-19-11</td> <td>H4.4.28</td> <td>単身29戸、世帯5戸</td> </tr> <tr> <td>(2)西尾久三丁目住宅（借上型）</td> <td>西尾久3-21-12</td> <td>H5.7.29</td> <td>単身34戸、世帯5戸</td> </tr> <tr> <td>(3)南千住二丁目住宅（借上型）</td> <td>南千住2-32-3</td> <td>H5.5.21</td> <td>単身12戸、世帯6戸</td> </tr> <tr> <td>(4)町屋七丁目住宅（建設型）</td> <td>町屋7-2-15</td> <td>H5.4.1</td> <td>単身20戸、世帯3戸</td> </tr> <tr> <td>(5)町屋五丁目住宅（建設型）</td> <td>町屋5-9-2</td> <td>H10.5.1</td> <td>単身21戸、世帯8戸（身体障害者用含）</td> </tr> <tr> <td>(6)都営南千住四丁目住宅（都営）</td> <td>南千住4-9-3</td> <td>H12.5</td> <td>単身43戸、世帯7戸</td> </tr> </table> <p>※(6)は東京都住宅政策本部が建物管理及び入居募集事務を実施し、区はワーデン室の維持管理を行う。</p> <p>3 ふれあい協力員（ワーデン）設置 業務内容：居住者の安否確認、生活相談及び住宅管理等</p>						住宅名	所在地	管理開始	戸数（区営143戸・都営50戸）	(1)西尾久七丁目住宅（借上型）	西尾久7-19-11	H4.4.28	単身29戸、世帯5戸	(2)西尾久三丁目住宅（借上型）	西尾久3-21-12	H5.7.29	単身34戸、世帯5戸	(3)南千住二丁目住宅（借上型）	南千住2-32-3	H5.5.21	単身12戸、世帯6戸	(4)町屋七丁目住宅（建設型）	町屋7-2-15	H5.4.1	単身20戸、世帯3戸	(5)町屋五丁目住宅（建設型）	町屋5-9-2	H10.5.1	単身21戸、世帯8戸（身体障害者用含）	(6)都営南千住四丁目住宅（都営）	南千住4-9-3	H12.5	単身43戸、世帯7戸
住宅名	所在地	管理開始	戸数（区営143戸・都営50戸）																															
(1)西尾久七丁目住宅（借上型）	西尾久7-19-11	H4.4.28	単身29戸、世帯5戸																															
(2)西尾久三丁目住宅（借上型）	西尾久3-21-12	H5.7.29	単身34戸、世帯5戸																															
(3)南千住二丁目住宅（借上型）	南千住2-32-3	H5.5.21	単身12戸、世帯6戸																															
(4)町屋七丁目住宅（建設型）	町屋7-2-15	H5.4.1	単身20戸、世帯3戸																															
(5)町屋五丁目住宅（建設型）	町屋5-9-2	H10.5.1	単身21戸、世帯8戸（身体障害者用含）																															
(6)都営南千住四丁目住宅（都営）	南千住4-9-3	H12.5	単身43戸、世帯7戸																															
経過	<p>○平成4年度に民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久七丁目住宅を開設した。</p> <p>○平成5年度には、区建設により町屋七丁目住宅を開設し、あわせて高齢者住宅条例を制定した。さらに、同年度地域特別賃貸住宅制度に基づく国庫補助等を活用し、民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久三丁目住宅及び南千住二丁目住宅を開設した。</p> <p>○平成10年5月には、公営住宅法に基づき区が建設した町屋五丁目住宅高齢者・障害者住宅の開設を機に、高齢者住宅条例を廃止し、区営住宅条例を制定した。</p> <p>○平成12年5月からは東京都の都営南千住四丁目住宅シルバーピアに荒川区がふれあい協力員を設置した。</p>																																	
必要性	住宅に困窮する低所得の高齢者及び身体障害者のための住宅として必要性は高い。																																	
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>建物管理は外部委託。（H18から指定管理者制度導入。H18～東京都住宅供給公社、H24～(株)東急コミュニティー、H30～東京都住宅供給公社／R5指定管理料22,674千円）</p>																																	
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明																											
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)																												
	① 入居率（%）	100	100	100	100	100	5住宅（都営南四住宅を除く）の年間入居率																											
	②																																	
③																																		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																																
5年度	6年度																																	
継続	継続	現状の規模で事業を継続しつつ、高齢者向け借上げ住宅の契約内容も含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。																																

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	160,450	173,664	185,375	173,442	156,877	172,687	196,997	
決算額(5年度は見込み)	152,104	171,366	184,003	169,058	155,515	161,683	196,997	
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	単身入居数(戸)	5	16	12	9	9	10	9
	世帯入居数(戸)	2	3	5	4	1	2	2
	単身退去数(戸)	14	13	8	9	10	11	9
	世帯退去数(戸)	1	6	1	2	2	2	2

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	ふれあい協力員報酬	5,549	報償費	ふれあい協力員報酬、謝礼	5,616	報償費	ふれあい協力員報酬	5,549
需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	4,998	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	6,121	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	8,068
役務費	電話料等	422	役務費	電話料等	211	役務費	電話料等	631
委託料	指定管理料、その他の委託料	31,359	委託料	指定管理料、その他の委託料	32,409	委託料	指定管理料、その他の委託料	31,355
使用料等	借上料	105,636	使用料等	借上料	105,636	使用料等	借上料	105,636
負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	7,551	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	7,097	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	7,706
			工事請負費	消火設備改修工事	4,593	工事請負費等	昇降機設備改修工事等	38,052

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
	給与関係費	9,816	10,286	470	地方税等	0	0	0	
	物件費	142,414	144,377	1,963	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	4,593	4,593	都支出金	3,600	3,600	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	13,100	12,713	▲387	使用料及び手数料	28,494	28,175	▲319	
	減価償却費	36,454	36,454	0	その他	6,225	5,847	▲378	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	38,319	37,622	▲697	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,345	2,358	1,013	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲164,810	▲173,159	▲8,349	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲331	▲122	209	
	行政費用合計(b)	203,129	210,781	7,652	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲165,141	▲173,281	▲8,140	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲165,141	▲173,281	▲8,140	

備考 物件費の主な内訳は住宅借上料105,636千円、指定管理料24,317千円である。行政収入の内訳は、住宅使用料28,175千円、共益費等によるその他収入5,847千円である。

問題点・課題 ○建設から20年以上が経過しており、経年劣化や住宅設備の更新等による改修費用が増加傾向にある。
○高齢者用区営住宅の需要は依然高いが、事業開始当初と住宅を取り巻く環境が変化したことから、状況を見極めながらあり方を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	借上型住宅の賃貸借契約及び大規模改修実施に関する協議を継続していくとともに、今後の方向性について検討する。	借上型住宅の賃貸借契約及び大規模改修実施に関する協議を実施するとともに、今後の方向性について情報収集及び検討を行った。	借上型住宅の賃貸借契約及び大規模改修実施を含む今後の方向性について、引き続き検討を行う。
②	引き続き、修繕等を迅速に実施するとともに、関係機関と連携しながら、入居者が安心して生活できる住宅を提供していく。	迅速に修繕等を実施するとともに、包括支援センター等の関係機関と連携を密にし、入居者が安心して住み続けられるよう努めた。	引き続き、入居者一人ひとりに寄り添い、配慮の行き届いた対応を行う。
③			

他 区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
うち指定管理者制度または業務委託を実施しているのは21区(台東区のみ直営)

議 平成23年三定 借上げ住宅の今後のあり方検討について
会 平成24年一定 高齢者住宅事業の拡大について
質 高齢者住宅の借上げ契約年数について
問 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
状 令和4年度2月会議 高齢者向け区営住宅の拡充について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
		担当者名	白井	内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-07-02	遺族会補助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 44（1969）年度	根拠	荒川区遺族会補助金交付要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の厚生及び精神的慰謝を図ることを目的とする。						
対象者等	荒川区遺族会会員77名（R5.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族等						
内容	1 補助対象事業 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 戦没者追悼式、都内巡拝事業その他の事業の実施に関すること。 (4) 全国戦没者追悼式等の参列者の募集に関すること。 (5) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (6) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 2 令和4年度主要事業 (1) 荒川区戦没者追悼式 中止 (2) 都内巡拝 11/2（東京都慰霊堂、靖国神社） (3) 追悼式・慰霊事業の周知（千鳥ヶ淵・全国・東京都戦没者追悼式、慰霊巡拝等）						
経過	○昭和44年から午前は仏教会主催の行事、午後は区主催の慰安激励大会（映画上映）を実施 ○平成8年から戦後50年を機として、遺族会主催で戦没者追悼式を開催し、区が補助金（300,000円）を出すこととなった。 ○平成10年度より、補助金額270,000円に減額 ○平成12年度より、補助金額256,500円に減額 ○平成15年度より、補助金額247,000円に減額 ○平成16年度以降、補助金額247,000円 ○平成17年度より、仏教方式から献花方式に変更し、現在に至る。 ※新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年は追悼式及び都内巡拝を中止し、令和3年度、令和4年度は都内巡拝のみ実施した。令和5年度も都内巡拝のみ実施する予定。						
必要性	戦没者遺族の精神的慰謝を図るため必要な事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	①	追悼式参加率（%）	0	0	0	0	47 <small>（参加者数÷区会員数） ※2～4年度中止、5年度（中止予定）</small>
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度		6年度					
継続		継続 遺族会会員の高齢化が進み、事業参加者が減少傾向にあるが、戦没者遺族の精神的慰謝を図る意義は大きいと見られ、現状規模で継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		247	247	247	247	247	247	247
決算額 (5年度は見込み)		247	247	247	47	113	131	247
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
会員数		121	108	99	89	85	78	77
追悼式参加人数		41	42	40	—	—	—	—
都内巡拝参加人数		18	12	9	—	8	7	7
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	113	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	131	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	2,561	2,236	▲ 325	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	113	131	18	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	351	513	162	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,025	▲ 2,880	145
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,025	2,880	▲ 145	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,025	▲ 2,880	145
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,025	▲ 2,880	145

備考

補助費等は、遺族会への補助金である。令和3,4年度は、都内巡拝に係る経費とその他の経費の補助をしている。令和4年は一部経費増額となったため、補助実績が増となっている。

問題点・課題

○会員の高齢化により年々退会者が増加しており、会員の世代交代、新規加入者が増加する見込みが少ない。また、遺族会の役員も平均年齢85.2歳と高齢となっており、現役員の後任役員を会員から選出することも難しい状況で存続も困難となってくる。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	感染対策を含め追悼式や都内巡拝の実施方法や内容の検討を行う。	追悼式は感染拡大防止のため中止。都内巡拝は、密を防ぐためバスを借上げ、また半日の短縮した時間で実施した。	追悼式は5年度実施せず、都内巡拝のみを行う。今後の実施方法や遺族会の運営について継続して検討を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、足立区、江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、杉並区、練馬区
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
		担当者名	一色	内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-14-01	受験生チャレンジ支援貸付事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23（ 2011 ）年度	根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	支援実施要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用及び、高等学校、大学等の受験料を準備できない一定所得以下の世帯に対して、これらに必要な資金の貸付に対する申込手続や償還等の相談及び手続支援を実施することにより、一定所得以下の世帯の子どもを支援することを目的とする。						
対象者等	中学3年生、高校3年生等（高校・大学等中途退学者、浪人生等を含む）の子どもがいる一定所得以下の世帯						
内容	<p>学習塾等の受講費用や、高等学校及び大学等の受験料として必要な資金を無利子で貸付けるための申込手続、償還等の相談及び支援を実施する。（荒川区社会福祉協議会に業務委託）</p> <p>1 学習塾等受講料貸付金：学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用を貸付。 対象：中学3年生、高校3年生等 貸付限度額：200,000円</p> <p>2 受験料貸付金：高等学校及び大学等の受験料を貸付。 (1) 対象：中学3年生等 貸付限度額：27,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） (2) 対象：高校3年生等 貸付限度額：80,000円（回数制限なし）</p> <p>◆審査・決定機関：東京都社会福祉協議会</p>						
経過	平成20年7月	東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結					
	平成20年8月	荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結					
	平成20年8月19日	生活安定応援事業開始					
	平成23年3月末	平成22年度をもって生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため）					
	平成23年4月	「チャレンジ支援貸付事業」については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、新たに「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始					
	令和4年4月	申請時の所得・収入要件等の基準が緩和され、貸付対象世帯を大幅に拡充					
必要性	国の低所得者・離職者対策事業として全国的に実施している事業であり、低所得者世帯の子供を支援するために必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 相談件数（件）	633	617	556	800	800	
	② 貸付決定件数（件）	138	175	204	250	300	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
推進	推進	利用者からも好評で、教育の格差是正にも寄与するため、引き続き推進していく。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		6,770	6,790	6,802	7,931	8,177	8,114	9,696
決算額(5年度は見込み)		6,770	6,790	6,801	7,896	8,177	8,113	9,696
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
相談件数(件)		895	710	822	633	617	556	800
貸付決定件数(件)		234	176	191	138	175	204	250
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	業務委託	8,177	委託料	業務委託	8,113	委託料	業務委託	9,696

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,280	1,342	62	地方税等	0	0	0
	物件費	8,177	8,113	▲64	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,500	8,113	1,613
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,500	8,113	1,613
	賞与・退職給与引当金繰入額	175	308	133	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,132	▲1,650	1,482
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,632	9,763	131	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,132	▲1,650	1,482
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,132	▲1,650	1,482

備考

行政費用の物件費は荒川区社会福祉協議会への業務委託料である。行政収入は都からの補助金である。

問題点・課題

○今後一層、SNSを使用した定期的な情報発信のほか、区報や区営掲示板への掲載等、多様な媒体での広報を行うことで、制度についての区民に対する周知活動及び方法を充実させる必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	SNSを使用した定期的な情報発信のほか、区報や区営掲示板への掲載等、多様な媒体での広報を行う。	ツイッターでの情報発信のほか、東社協の専用サイトの周知も行った。	区HP及び社会福祉協議会HPへの掲載を継続して行うとともに、SNSの活用にも力を入れていく。
②	今後も引き続き、区内中学校・高等学校等と連携を図り、制度周知を行う。	中学校校長会での制度説明を再開し、制度の周知を行った。	区内中学校・高等学校等との連携を継続し、保護者に対し丁寧に制度の周知を図る。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	社会福祉協議会へ委託実施 14区、直営 8区
議会(要旨)状況	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	災害援護資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
		担当者名	一色	内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 23（ 2011 ）年度	根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	支給条例、特別災害援護資金貸付要綱				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	地震・津波などの自然災害で負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行う。						
対象者等	災害を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1) 世帯主が概ね1か月以上の療養を有した世帯 (2) 自身が所有し、居住する住居が全壊(全焼)又は半壊の被害を受けた世帯 (3) 現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯						
内容	1 貸付の種類と限度額 国制度…法律に基づく区条例により、住居・家財の損害状況に応じ150万円から350万円までを貸付 都制度…都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付 2 所得制限 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている） 3 利率 国制度…年1.5%、都制度…年0.5%（保証人を立てた場合は国・都制度ともに無利子） 4 償還期間 10年以内(据置期間3年) ※東日本大震災に起因する被害に対する貸付の償還期間は13年以内（据置期間6年） 5 申請期限 東日本大震災に起因する被害に対する支援申請は令和4年3月31日まで 6 災害弔慰金等支給審査会 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、必要に応じて審査会を設置する。						
経過	平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、都内被災者は「災害救助法」の適用を受けた。 国は、平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等を公布・施行し、災害援護資金に関しても特例措置を講じた。 都においても、震災による被災状況が甚大であることから、東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱が制定され、国の災害援護資金のみでは必要資金が不足する世帯に対し、不足部分の貸付を行うことになった。 【荒川区生活再建支援事業（H23年度のみ単年度事業）】 災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。→実績：賃借…23世帯（補助額計4,542,160円）、補修…1世帯（補助額152,250円）※東京都による2分の1の補助有。						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	法令事務事業であるため、法令等に基づき、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		3,200	-	-	-	-	-	-
決算額 (5年度は見込み)		0	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	災害援護資金貸付件数	0	0	0	0	0	0	0
	生活再建支援事業・賃借世帯数	0	0	0	0	0	0	0
	生活再建支援事業・補修世帯数	0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
貸付金		0	貸付金		0	貸付金		0

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,280	1,342	62	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	175	308	133	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,455	▲ 1,650	▲ 195
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,455	1,650	195	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,455	▲ 1,650	▲ 195
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,455	▲ 1,650	▲ 195	

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。貸付対象となる災害の発生が無く、貸付実績は無かったため、物件費等は発生していない。

問題点・課題 災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建において重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところではあるが、貸付であるため被災者に返済の負担があることから、他の支援制度の周知など、被災者への総合的な情報提供を行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策		
①	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価
①	災害が発生し災害救助法の適用を受けた場合は、申請及び問い合わせに迅速に対応していく。	申請・問い合わせは0件であった。
②		
③		
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)	
議会議決要旨		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	社会福祉協議会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
		担当者名	多田	内線	2611		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-07-01	社会福祉協議会補助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 39（1964）年度	根拠	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	区が、荒川区社会福祉協議会が実施する社会福祉活動に要する経費の一部について、補助金を支出することにより、民間による地域福祉活動を育成・促進し、公私の協力による地域福祉活動の充実を図り、区民福祉に寄与することを目的とする。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会（所在地：荒川区南千住1-13-20） 設置根拠：社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会） 職員数：151名（常勤職員93名、非常勤職員58名）※令和5年4月1日現在						
内容	荒川区社会福祉協議会の職員人件費及び事業費等に要する経費に対し、補助金を四半期毎に支出する。 [補助事業] 1 社会福祉協議会職員人件費…常勤10名、非常勤2名 2 ボランティア活動推進事業費…機関誌「あらんてあ」発行、ボランティア講座、福祉まつり開催等 3 重度心身障害者（児）レクリエーション事業費…会食の実施等 4 福祉サービス総合支援事業費…福祉サービスの利用援助等の人件費及び事業費等 5 在宅福祉サービス事業費…職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等 6 福祉のしごとフェア事業費…福祉の仕事に関する就職面接・相談会の開催 7 ふれあい粋・活（いきいき）サロン事業費…区民の健康づくりや介護予防活動を支援するサロンの開催						
経過	昭和39年 社会福祉事業法に基づく特殊法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成 5年 在宅福祉サービス事業開始 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 荒川区福祉公社の解散に伴い事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始 令和4年 成年後見あんしん生活創造事業をあんしんサポートあらかわへ一部委託						
必要性	荒川区全体に地域福祉を充実させるために、民間福祉団体の中心的存在である荒川区社会福祉協議会の担う役割が大きなものとなっている。今後もボランティア活動や福祉サービスをより一層充実させていくために、荒川区社会福祉協議会に対し、運営経費の一部を補助することは必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	1,675	1,841	1,681	1,700	1,900	会費が年額千円の正会員および2千円以上の特別会員数の合計
	② ボランティア登録者数	3,964	2,653	3,052	3,200	3,600	荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
③ 社会福祉協議会での権利擁護等相談件数	4,738	4,486	6,041	6,600	7,300	あんしんサポートへの権利擁護・成年後見に関する問い合わせ件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	社会福祉協議会は地域福祉向上の一翼を担っておりその役割は大きい。時代に即した事業展開が図られるよう、変化に対応した事務事業の見直しや適切な組織運営について問題提起や助言を行っていく。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		149,072	146,638	144,366	197,090	204,145	204,434	204,095
決算額(5年度は見込み)		138,310	139,941	142,495	190,743	194,764	197,795	204,095
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
個人会員数(人)		2,908	2,761	2,593	1,675	1,841	1,681	1,700
団体会員数(団体)		141	128	128	113	116	110	110
ボランティア登録者数		8,421	7,296	7,103	3,964	2,653	3,052	3,200
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	社協職員人件費	86,369	委託料	成年後見あんしん生活創造事業業務委託	15,879	委託料	成年後見あんしん生活創造事業業務委託	19,044
	ボランティア活動推進事業・人件費	20,071	負担金補助等	社協職員人件費	87,463	負担金補助等	社協職員人件費	89,224
	地域コーディネーター人件費	22,975		ボランティア活動推進事業・人件費	19,134		ボランティア活動推進事業・人件費	21,373
	重度心身障がい者(児)レクリエーション事業	1,100		地域コーディネーター人件費	22,714		地域コーディネーター人件費	19,677
	福祉サービスあんしんサポート事業	23,680		重度心身障がい者(児)レクリエーション事業	1,179		重度心身障がい者(児)レクリエーション事業	1,218
	在宅福祉サービス事業	40,497		福祉サービス総合支援事業	10,066		福祉サービス総合支援事業	11,473
	福祉のしごとフェア事業	72		在宅福祉サービス事業・福祉のしごとフェア事業	41,360		在宅福祉サービス事業・福祉のしごとフェア事業	42,086

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	4,695	4,472	▲ 223	地方税等	0	0	0
	物件費	0	15,879	15,879	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	8,849	8,635	▲ 214
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	194,764	181,916	▲ 12,848	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	8,849	8,635	▲ 214
	賞与・退職給与引当金繰入額	643	1,025	382	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 191,253	▲ 194,657	▲ 3,404
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	200,102	203,292	3,190	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 191,253	▲ 194,657	▲ 3,404
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 191,253	▲ 194,657	▲ 3,404

備考 ○行政費用では、社会福祉協議会への補助金として、補助費等が多くかかっている。
○4年度から、補助費の成年後見あんしん生活創造事業の一部を委託にしたため、補助費が減となり、物件費が増となっている。

問題点・課題 ○社会福祉協議会は地域福祉向上の一翼を担っており、その役割は大きい。時代に即した事業展開が図られるよう、事務事業の見直しや適切な組織運営について問題提起や助言を行い、連携して地域福祉の向上に取り組んでいく。
○4年度に、成年後見制度利用促進のため、中核機関として一部業務委託を行った。更なる利用促進の体制整備として検討支援会議の開催等準備を進めていく必要がある

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、既存事業の見直し改善を行い、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図るよう協議を行っていく。	既存事業の補助金による予算措置について、協議を行った。	既存事業の見直し改善を行い、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図るよう協議を行っていく。
②	新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、ボランティアセンターの所管事業の実施内容や方法等について検討を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、福祉まつり等のボランティアセンター所管の事業について開催方法等を変更した。	引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況により、ボランティアセンター事業の実施内容や方法について対応していく。
③	中核機関の一部業務委託を行い、成年後見制度の利用促進を図る。	成年後見制度利用促進のため中核機関の一部業務委託を行った。	中核機関について、検討支援会議等の開催準備を進めていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨	平成28年度9月会議 社会福祉協議会の課題解決について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
		担当者名	多田	内線	2611		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-08-01	福祉部分室管理費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 11（1999）年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	福祉部分室を適切に維持・管理するため、建物の保守点検及び維持補修を行う。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会及び区民						
内容	<p>福祉部分室は、荒川区社会福祉協議会が、行政財産使用許可によって本部として使用している。また福祉部分室は、南千住第三幼稚園と併設しているため、施設の管理は教育委員会と協議して行っている。</p> <p>[管理費]</p> <p>1 光熱水費（荒川区社会福祉協議会負担）</p> <p>2 エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検、自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定、建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃</p> <p>3 維持補修 建物及び付帯設備等の修繕等</p>						
経過	<p>平成10年5月 南千住図書館が移転</p> <p>平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ、福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転</p> <p>平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承</p> <p>平成23年4月 分室管理費に対する区と社会福祉協議会の負担分の割合を次のとおりとした。 区負担：保守委託等及び建物の修繕等工事費 社会福祉協議会：光熱水費</p>						
必要性	施設の適切な維持・管理のため必要である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>[分室管理費のみ直営] 区負担：保守委託等及び建物の修繕等工事費 社会福祉協議会負担：光熱水費</p>						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 年間利用者数	25,000	25,000	24,700	24,900	27,400	区内在住・在勤・在学の方
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	関係部署と協力しながら、保守や建物修繕など必要な経費を管理・調整し、施設の適切な維持・管理に努める。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	4,473	4,325	34,759	6,650	4,159	5,401	6,060	
決算額 (5年度は見込み)	4,241	3,999	25,224	4,944	3,435	4,072	6,060	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	工事請負費 (単位：円)	0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	電気	1,630	需用費	電気	2,542	需用費	電気	3,599
	ガス	17		ガス	15		ガス	18
	水道	289		水道	241		水道	267
	家屋等修繕費	274		家屋等修繕費	0		家屋等修繕費	844
委託料	エレベーター保守管理	819	委託料	エレベーター保守管理	818	委託料	エレベーター保守管理	819
	その他保守点検業務	214		その他保守点検業務	295		その他保守点検業務	319
	樹木剪定	192		樹木剪定	161		樹木剪定	194

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,987	3,131	144	地方税等	0	0	0
	物件費	3,160	4,072	912	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	274	0	▲ 274	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	3,589	3,589	0	その他	1,865	2,984	1,119
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,865	2,984	1,119
	賞与・退職給与引当金繰入額	409	718	309	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,554	▲ 8,526	28
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	10,419	11,510	1,091	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,554	▲ 8,526	28
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,554	▲ 8,526	28	

備考 令和4年度の物件費の内訳は、委託料（設備保守点検等）1,274千円、光熱水費2,798千円である。その内、光熱水費については社会福祉協議会負担分として収入している（行政収入その他）。維持補修費は、4年度は修繕等行っていないため、0円となっている。

問題点・課題 ○昭和47年に建てられた建物であるため老朽化が進んでいる。関係部署と協力しながら、修繕等を行い施設を有効利用していく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、関係部署と調整、協力しながら建物維持に努める。	関係部署と協力しながら、建物・設備等の保守点検をし建物維持に努めた。	関係部署と調整、協力しながら建物維持に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-11		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	福祉サービス第三者評価事業		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	本木 理恵子	
			担当者名	多田		内線	2611	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-11-01	福祉サービス第三者評価事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	福祉サービスの内容や組織のマネジメント能力等の評価に関する情報を提供することにより、利用者の意向に沿った福祉サービス選択への支援と、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、利用者本位の福祉を実現する。							
対象者等	区立施設は高齢者・障がい者分野21施設が対象。民間立施設は地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する介護施設が対象（令和5年1月1日現在27施設）。なお、子ども家庭分野は子ども家庭部が所管。							
内容	1 実施方法	事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う事業評価と施設の利用者に対するアンケートによって行う利用者調査がある。						
	2 評価結果の公表	区のホームページのほか、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ、「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。						
経過	平成16年度	東京都福祉サービス評価推進機構が定めた評価対象サービスを行う全ての区立施設が評価を受け、本格的に事業がスタート（通所介護6施設、障がい者関係7施設、認可保育所19園）。民間立施設は認知症対応型共同生活介護3施設が評価を受けた。						
	平成19年度～	指定管理者制度を導入している区立施設のうち、東京都が定める第三者評価対象サービスを行う施設が評価を受けた。また、第三者評価対象外のサービスを行う施設は、区独自の利用者調査を受けた。						
	平成27年度～	小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、国の基準改正により第三者評価を受ける義務規定がなくなったが、第三者評価の目的に鑑み、引き続き評価を受けるための費用補助を行うこととした。						
	平成31年度～	都の方針に基づき、小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の補助金ついて、1事業所あたり上限200千円（補助率1/2）で費用補助を行う。						
必要性	各施設のサービス内容や質について、第三者である評価者（東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関）が分析評価した情報を公表することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
	区立施設：区が評価機関へ委託し実施。 民間立施設：対象施設が評価機関へ委託し実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	評価受審施設数 (区立高齢者・障害者施設)	17	3	9	9	2	目標値は実施計画に基づき算出
	②	評価受審施設数 (民間立施設)	13	14	14	20	32	目標値は第8期整備目標施設数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
5年度		6年度						
推進		推進		第三者からの評価を受けて、各事業所が自ら福祉サービスの質をさらに向上していくと共に、区民が自分に合った福祉サービスを利用するための情報源となるよう、第三者評価を積極的に活用する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		7,159	9,323	7,913	12,230	8,033	10,154	11,855
決算額 (5年度は見込み)		6,846	8,423	3,518	9,817	5,580	7,493	11,855
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	区立高齢者関係施設 受審数	8	6	0	11	2	5	7
	区立障がい者関係施設 受審数	4	3	0	6	1	4	2
	民間立施設 補助金交付件数	10	12	10	13	14	14	20

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	区立3施設	550	委託料	区立9施設	2,530	委託料	区立9施設	4,455
負担金補助等	認知症対応型共同生活介護16施設	5,030	負担金補助等	認知症対応型共同生活介護17施設	4,838	負担金補助等	認知症対応型共同生活介護17施設	6,800
				小規模多機能型居宅介護2施設	125		小規模多機能型居宅介護2施設	400
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護1施設	0		定期巡回・随時対応型訪問介護看護1施設	200

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,707	2,057	350	地方税等	0	0	0
	物件費	550	2,530	1,980	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	5,305	6,565	1,260
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	5,030	4,963	▲ 67	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,305	6,565	1,260
	賞与・退職給与引当金繰入額	234	472	238	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,216	▲ 3,457	▲ 1,241
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,521	10,022	2,501	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,216	▲ 3,457	▲ 1,241
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,216	▲ 3,457	▲ 1,241	

備考 行政費用のうち、物件費は区立施設の第三者評価業務委託料であり、4年度は件数実績増（3件から9件）となったため増額となっている。補助費等は民間立施設に対する第三者評価受審にかかる補助金である。行政収入における都支出金は、区立施設の第三者評価業務委託料実績増により増額となった。

問題点・課題 ○第三者の目による評価結果を幅広く利用者や事業者公表し、利用者のサービス選択や事業者のサービスの質の向上に活用してもらうためにも第三者評価制度の周知等について検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き関係施設への情報提供や区ホームページを通じて、利用者へ制度の周知を行っていく。	区ホームページにおいて令和3年度の受審施設について公表した。	第三者評価受審結果を周知することで、利用者に対し、福祉サービスの選択時における第三者評価の活用を促していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	福祉サービス第三者評価のうち認知症対応型共同生活介護は22区で実施、小規模多機能型居宅介護は14区、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は8区で実施（令和元年度東京都福祉サービス第三者評価実績）

況 (要旨)	平成16年4定 介護事業者の実態調査について 平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について
--------	--

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-14	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木			
		担当者名	海平	内線	2611			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-18-01	高齢者保健福祉計画策定事務費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13（ 2001 ）年度	根拠	老人福祉法20条の8・介護保険法117条					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	荒川区高齢者プランは、今後の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を整理するとともに、将来を見据えた計画として、老人福祉法第20条の8に基づく区市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく区市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定し、3年に1度改定するものである。							
対象者等	すべての高齢者等							
内容	<p>令和5年度は、計画期間を令和6年度～8年度とする「第9期荒川区高齢者プラン」を策定する。第9期荒川区高齢者プランでは、第8期荒川区高齢者プランにおいて地域包括ケアシステムの5本柱に沿って設定した5つの基本方針を継承しつつ、要介護認定率が上昇し、介護給付費が急増する85歳以上人口が2035年頃まで一貫して増加することなどを見据えた施策等を検討し、策定する。</p> <p>第8期荒川区高齢者プラン（令和3年3月策定）</p> <p>○基本方針 ※（ ）は地域包括ケアシステムの5本柱</p> <ul style="list-style-type: none"> 【基本方針1】 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会への取組（生活支援） 【基本方針2】 介護予防と健康づくりの推進（介護予防） 【基本方針3】 介護サービスの充実（介護） 【基本方針4】 高齢者の住まいの確保（住まい） 【基本方針5】 在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療） 							
経過	平成12年3月	荒川区高齢者プラン策定（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」）5ヵ年計画（～16年度）						
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）					
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）					
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）					
	平成24年3月	第5期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H24～H26年度）					
	平成27年3月	第6期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H27～H29年度）					
	平成30年3月	第7期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H30～H32年度）					
	令和 3年3月	第8期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（R03～R05年度）					
	令和 6年3月	第9期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（R06～R08年度）					
必要性	老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。							
実施方法	（ <input type="checkbox"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員） プランの作成は、区直営で行っているが、策定支援（各種調査結果・データの分析等）及びあらかわ区報特集号作成等については、事業者に委託して実施している。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	日常生活圏域ニーズ調査（対象者数：人）				3,000		プラン策定の前年度に調査を実施（介護保険課）
	②	"（有効回収数：人）				1,941		"
③	"（有効回収率：%）				64.7		"	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進						
第8期荒川区高齢者プラン（令和3～5年度）を着実に推進していく。また、令和5年度は、第9期荒川区高齢者プラン（令和6～8年度）を策定する。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		4,584	—	—	4,550	—	—	4,843
決算額 (5年度は見込み)		4,408	—	—	4,540	—	—	4,843
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						需用費	消耗品費	22
						委託料	策定支援委託	3,245
							区報作成委託	693
							新聞折込委託	394
							声の区報作成委託	53
							封入配布委託	436

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	427	1,342	915	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	58	308	250	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 485	▲ 1,650	▲ 1,165
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	485	1,650	1,165	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 485	▲ 1,650	▲ 1,165
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 485	▲ 1,650	▲ 1,165

備考 令和3年度及び令和4年度は、第8期高齢者プラン策定後ということもあり、予算計上していないため、給与関係費・賞与退職給与引当金のみ計上となる。

問題点・課題 ○第9期荒川区高齢者プラン（令和6～8年度）においても、将来を見据え、地域包括ケアシステムを一層深化・推進していくため、的確な現状把握に基づいた分析を行うとともに、区民の意見を積極的に反映し、計画を策定する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	令和5年度策定の第9期プランに向けた準備等を行う。	第8期プランの実績評価を行い、策定支援委託契約に向けた提案評価委員会を開催するなど第9期プラン策定に向けた準備を行った。	関係各部と連携の上、第9期プランを策定する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成26年度11月会議 第6期高齢者プランについて 平成26年度2月会議 高齢者福祉対策について・第6期高齢者プランについて 平成29年度11月会議 第7期高齢者プランについて 平成29年度2月会議 第7期高齢者プランについて 令和2年度9月会議 第8期高齢者プランの策定に関して		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-15	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	社会福祉法人指導監査及び障害児通所等指導検査事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
		担当者名	出雲・早坂・増井	内線	2617		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-16-01	社会福祉法人指導監査及び障害児通所等指導検査事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 25 （ 2013 ） 年度	根拠	社会福祉法、児童福祉法、障害者総合支援法、				
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● <input type="radio"/> 無 （ ） 年度	法令等	荒川区社会福祉法人指導監査実施要綱等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	法人及び事業者が提供する社会福祉サービスの実施状況等について個別に明らかにし、法令、通知等に沿って助言、指導及び是正の措置を講ずることで、適正な法人運営や社会福祉事業の健全な経営の確保と指定障害児通所給付費等の支給及び施設運営の適正化を図り、荒川区における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。						
対象者等	1 荒川区長が所轄庁である社会福祉法人（8法人） 2 荒川区内の障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等（239事業者、令和5年4月1日時点）						
内容	1 社会福祉法人に対する指導監査等 ・国基準の社会福祉法人指導監査ガイドラインに基づき、法人の運営管理及び会計経理等に関する指導監査を実施する。1法人に対し、周期的（原則3年に1回）に行う一般監査と重大な問題を有する法人を対象に随時行う特別監査がある。【指導監査対象法人：主たる事業者が荒川区内にあり、その行う事業が荒川区の区域を超えない法人】 ・社会福祉法人の設立認可及び定款変更認可等を行う。また、社会福祉法人からの申請に基づき、税額控除証明書を発行する。 2 指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査 ・法令等で定める最低基準及び指定基準等に定めるサービス内容（人員、設備、運営）及び介護給付費等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として指導検査を実施する。						
経過	1 社会福祉法人に対する指導監査等 平成25年度 地域主権改革に伴い、社会福祉法が改正され、社会福祉法人指導監査及び法人設立等の認可事務について、荒川区長が所轄庁となる社会福祉法人の指導監督が区へ移譲され、当該年度から社会福祉法人に対する指導監査を開始した。 平成29年度 社会福祉法改正に伴い、「荒川区社会福祉法人指導監査実施要綱」を改正し、細部の指針を定めた「荒川区社会福祉法人指導監査実施要領」を策定した。また、定期的実施する「一般監査」の周期が、「2年に1回」から「3年に1回」へと延長された。 令和3年度・4年度 社会福祉法人の設立認可（各年度1法人） 2 指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査 令和2年度 児童相談所を設置したことに伴い、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者等に対する指導検査を開始した。						
必要性	法令に基づき必置である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 1 指導監査の事務の一部を菅原正明公認会計士・税理士事務所に委託している。 2 指導検査の事務の一部を公益財団法人東京都福祉保健財団に委託している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 指導監査実施法人数（社会福祉法人）	2	3	3	3	2	対象法人：8法人 一般監査周期：1法人3年に1回
	② 指導検査実施事業者数（指定障害児通所支援事業者等）	9	16	17	15	27	区が指定権限を有する事業者等
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	法定事務事業であるため、法令等に基づき、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				—	1,849	1,706	1,578	1,413
決算額 (5年度は見込み)				—	770	1,109	1,204	1,413
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	社会福祉法人指導監査法人数	3	1	3	2	3	3	3
	障害児通所等指導検査事業数			2	9	16	17	15
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	委員謝礼	20	報償費	委員謝礼	20	報償費	委員謝礼	60
需用費	食糧費	0	委託料	監査・検査業務委託	1,184	委託料	監査・検査業務委託	1,353
委託料	監査・検査業務委託	1,089						

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	34,142	35,778	1,636	地方税等	0	0	0
	物件費	1,089	1,184	95	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	300	300	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	20	20	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	300	300	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,677	8,203	3,526	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 39,628	▲ 44,885	▲ 5,257
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	39,928	45,185	5,257	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 39,628	▲ 44,885	▲ 5,257
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 39,628	▲ 44,885	▲ 5,257

備考 令和4年度は、検査件数の増加に伴い、物件費が増加している。また、社会福祉法人設立認可に関し、委員謝礼（補助費等）を要した。このうち、指定障害児通所支援事業者等への指導検査に関し、都補助金を活用することができた。

問題点・課題 【社会福祉法人の事務処理】社会福祉法人の各事務は、厚生労働省が発出する通知に則り、処理しなければならない。指導監査では、当該通知等の内容に則していない処理をしている事例が散見されていることから、引き続き支援を行う必要がある。
【指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査】令和2年度に児童相談所設置に伴い東京都から移管されて開始しており、マニュアル作成とともに、一層のノウハウを積む必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各法人が持つ様々な課題や、指導監査での指摘等への改善に向けて、助言及び支援を実施する。	設立後の間もない法人について、諸手続きの案内や運営上の課題への助言を行い、円滑な法人業務が行われるよう支援した。	各法人が持つ様々な課題や、指導監査での指摘等への改善に向けて、引き続き面談等を行い、助言及び支援を実施する。
②	今後とも委託を活用して、検査実績を重ね、ノウハウを積んでいく。	業務の一部委託を通じて、多くの事業所に検査を行い、ノウハウを積むことができた。	今後とも委託を活用して、検査実績を重ね、ノウハウを積んでいく。（検査分野の拡大、2巡目の検査に取り組む。）
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	・社会福祉法人指導監査については、22区で実施している。 ・指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査については、22区で実施している。（令和4年度）

況（要旨） 議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	地域福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
		担当者名	水野	内線	2611		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	---						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	令和 3（ 2021 ）年度	根拠	社会福祉法107条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	荒川区基本構想が目指す将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現に向け、荒川区に住む人誰もが安心して生活できる、地域共生社会を推進するため、「荒川区地域福祉計画」を策定する。						
対象者等	区民等						
内容	本計画を社会福祉法の規定にもとづく地域福祉計画として、地域の福祉について区の基本構想および基本計画の方針を実現し、地域福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにする。 また、荒川区基本構想が目指す将来像「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、本計画を保健福祉分野の上位計画として位置づける。						
経過	平成 5年5月 荒川区地域福祉計画策定（7ヵ年計画） 平成12年3月 平成12年度からの介護保険制度の施行、及び新たな「荒川区基本構想」の策定等を踏まえ、「荒川区地域福祉計画」を見直し、荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」介護保険事業計画）を策定した。 平成28年5月 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の可決を受け、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、これまで任意とされていた区市町村における地域福祉計画の策定が努力義務になった（社会福祉法第107条）。						
必要性	<input type="radio"/> 社会福祉法第107条に基づく、策定の努力義務がある。 <input type="radio"/> 地域福祉を取り巻く現状や多様化するニーズに対する包括的な支援体制の推進のため、計画の策定が必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 策定委員会において検討、策定する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
推進	推進	荒川区地域福祉計画を策定する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				—	9,410	1,620	—	—
決算額 (5年度は見込み)				—	0	0	—	—
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	策定委員報酬	0						
需用費	消耗品費	0						
委託料	策定支援業務委託	0						
	区報作成新聞折込等	0						
	冊子製作委託	0						
使用料等	会議室等使用料	0						

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		2,561	179	▲ 2,382		地方税等		0	0	0
物件費		0	0	0	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		351	41	▲ 310	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 2,912	▲ 220	2,692		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		2,912	220	▲ 2,692	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,912	▲ 220	2,692		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,912	▲ 220	2,692		

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。地域福祉計画の策定を進めるにあたり、委託料等は発生しなかったため、物件費等は発生していない。

問題点・課題 地域福祉を取り巻く現状や多様化するニーズに対する包括的な支援体制の推進のため、関係各部課等と連携して、地域福祉計画の策定を進めていく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き関係各部等と連携し、地域福祉計画を策定する。	関係各部と連携し、地域福祉計画策定に向けた準備を進めた。	引き続き関係各部等と連携し、地域福祉計画策定に向け作業を進める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 平成29年2月会議 荒川区地域福祉計画の策定について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事												
事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木													
		担当者名	渡辺	内線	2618													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-07-01	区立特別養護老人ホーム経営支援補助																
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業													
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱															
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等																
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画														
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市															
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成															
	施策	05	高齢者の住まいの確保															
目的	区立特別養護老人ホームは介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。また、法人立特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設は補助対象外となっている。このため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。																	
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）																	
内容	<p>1 交付対象経費及び算定基準（東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用）</p> <p>(1) 基本分 327,000円（年額）※但し都制度の見直しを勘案し以下のとおり変更してきた。 平成22年度まで3,275,000円 ※平成23年度から毎年327,000円程度を減額 平成27年度1,637,000円 平成28年度1,310,000円 平成29年度 655,000円 平成30年度327,000円</p> <p>(2) 施設振興費 @2,700×入所定員×12か月 ※29年度は1/2減額 30年度から全額廃止</p> <p>(3) 小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12か月</p> <p>(4) 補助率 1/2</p> <p>2 交付額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">令和4年度決算額</th> <th style="text-align: center;">令和5年度予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) グリーンハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">163,000円</td> <td style="text-align: right;">163,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) サンハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">6,703,000円</td> <td style="text-align: right;">6,703,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 花の木ハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">6,703,000円</td> <td style="text-align: right;">6,703,000円</td> </tr> </tbody> </table>							令和4年度決算額	令和5年度予算額	(1) グリーンハイム荒川	163,000円	163,000円	(2) サンハイム荒川	6,703,000円	6,703,000円	(3) 花の木ハイム荒川	6,703,000円	6,703,000円
	令和4年度決算額	令和5年度予算額																
(1) グリーンハイム荒川	163,000円	163,000円																
(2) サンハイム荒川	6,703,000円	6,703,000円																
(3) 花の木ハイム荒川	6,703,000円	6,703,000円																
経過	<p>平成14年度まで 区委託料で、区立施設として運営</p> <p>平成15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営</p> <p>平成16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営</p> <p>平成19年度 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営</p> <p>平成20年度から 東京都が民設民営の特別養護老人ホームを対象に実施している補助制度を準用し、区立特別養護老人ホームに経営支援補助を開始</p> <p>平成29年度から 東京都要綱の施設振興費は、施設建設費資金借入金に対する返済の負担軽減を図る目的としているため、本要綱の補助対象経費項目を精査した結果、「施設振興費」を補助対象外とする。平成29年度は激減緩和措置のため1/2減額とする。</p> <p>平成30年度から 補助対象経費項目の「施設振興費」を全額廃止</p>																	
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。																	
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。																	
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明											
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)												
	① 補助施設	3	3	3	3	3	補助施設実績											
	②																	
③																		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																
5年度	6年度																	
継続	継続	特別養護老人ホームは、介護報酬改定や従事職員の処遇改善などの課題がある。区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、平成20年度から準用している都の補助制度を踏まえ、継続して実施する。																

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		15,730	14,061	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569
決算額 (5年度は見込み)		15,730	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	補助対象施設数 (施設)	3	3	3	3	3	3	3
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,569	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,569	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,569

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	854	894	40	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	13,569	13,569	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	117	205	88	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 14,540	▲ 14,668	▲ 128
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	14,540	14,668	128	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 14,540	▲ 14,668	▲ 128
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 14,540	▲ 14,668	▲ 128

備考

令和4年度：補助費等は、経営支援補助金額であり、前年度と同等の額を維持している。

問題点・課題

○併設通所サービスセンターの再編可能性を踏まえ、適切な補助の在り方を検討する必要がある。
 ○コロナ禍における施設の経営状況に鑑み、都要綱を踏まえた基本分、小規模施設加算の減額改正の可否について改めて検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、コロナ禍における区立特養施設の運営状況を見極めながら、補助額等を検討する。	コロナ禍による減収を踏まえた区立特養施設の現況に鑑み、東京都に準じた減額改正は行わず、適切に補助金を支出した。	引き続き、区立特養施設の運営状況を見極めながら、補助額等を検討する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	他区においては指定管理料を支出している区もあるが、本区は利用料金制であり、指定管理料を支出していない。
議会(要旨)質問状	平成26年1定 特別養護老人ホームへの区独自加算について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-19		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	特養およびサービスセンター管理		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
	運営費		担当者名	渡辺	内線	2618		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	家族介護支援事業費（福祉推進課）						
	01-10-01	事業費						
	01-10-02	営繕費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 6	(1994)	年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	()	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	(特養)家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供する。 (S C)在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施する。							
対象者等	・(特養・S C)介護保険法で定める利用基準に該当する者 ・(特養)家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 ・(特養)寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者							
内容	①(特養)生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること。 ②(特養)要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続の代行に関すること。 ③(特養)診療の補助、看護、保健衛生に関すること。 ④(特養・S C)日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること。 ⑤(特養・S C)身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること。 ⑥(特養・S C)健康管理に関すること。 ⑦(特養・S C)趣味・いきがい活動に関すること。 ⑧(S C)自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること。 ⑨(S C)送迎・入浴サービスの提供に関すること。 ⑩(S C)利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること。							
経過	①全ての施設とも、開業時は社会福祉法人へ委託。②平成12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。ショートステイ事業を通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。③平成15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。④平成16年度から特養とS C併設の3施設は、施設を無償貸付。介護保険外事業を区委託事項とし、委託料を支払うこととした。⑤平成18年度から単独S C6施設は指定管理者方式を導入した。⑥平成19年度から特養とS C併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。⑦平成28年度に特養とS C併設の3施設の指定管理者公募選定を実施。⑧平成29年度からサンハイムは、指定管理者が変更。⑨平成30年度に単独S C6施設の指定管理者の更新を実施。⑩令和元年度にS C再編に伴いサンハイムS Cを廃止。⑪令和2年度から荒川東部S Cの指定管理者が変更。西尾久西部S C廃止。⑫令和3年度に特養2施設及びS C2施設の更新並びに特養とS C併設施設の指定管理者公募選定を実施。西日暮里S C廃止。							
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者にとって特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。また、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするため、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設の必要性は高い。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員) [区委託事項] 防災備蓄、建築物等定期点検等、地域交流事業、ボランティア活動支援事業、多目的ホール管理費							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	区立特養利用率(%)	96.4	96.1	95.7	96.1	95.0	
	②	区立デイサービス(一般)利用率(%)	61.8	59.1	56.7	59.2	75.0	
③	区立デイサービス(認知)利用率(%)	48.2	52.5	48.7	49.8	50.0		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続 施設・設備の老朽化が進んでいるため、建替えも含めた大規模修繕を順次、計画的に進めていく。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	57,331	69,303	153,577	222,701	152,441	404,459	76,177	
決算額(5年度は見込み)	47,435	57,599	141,401	186,065	103,382	323,833	76,177	
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	区立特養定員	206	206	206	209	209	209	209
	区立特養ショートステイ定員	28	28	28	28	28	28	28
	区立デイサービス(一般)定員	335	335	315	283	283	243	238
	区立デイサービス(認知)定員	32	32	32	12	12	12	12

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	委員会報酬	309	報償費	委員会報酬	67	報償費	委員会報酬	431
需用費	委員会賄い費等	1	需用費	旧西日暮里SC電気料金	1,132	需用費	委員会賄い費等	662
委託料	区委託事業(介護会計分)	123	委託料	区委託事業(介護会計分)	288	委託料	介護保険外事業等	31,526
委託料	区委託事業	24,340	委託料	区委託事業	28,607	賃借料、負担金	AED、防災センター負担金	906
工事請負費	各施設給湯ボイラー等工事	72,547	旅費、工事請負費	昇降機、空調、消火設備、屋上防水工事	288,082	旅費、委託料	階段昇降介助	5,976
備品購入費	グリーンハイム入浴リフト	4,856	備品購入費	サンハイム座位入浴型特殊浴槽	4,752	使用料及び賃借料	照明設備リース	3,386
その他	防災センター負担金、AEDリース、手数料	1,206	その他	防災センター負担金、AEDリース	906	工事請負費、備品購入費	昇降機改修工事等	33,290

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	8,536	9,839	1,303	地方税等	0	0	0	
	物件費	24,863	30,136	5,273	国庫支出金	479	376	▲103	
	維持補修費	35,610	3,437	▲32,173	都支出金	202	167	▲35	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	1,115	874	▲241	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	263,431	265,463	2,032	その他	202	167	▲35	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	883	710	▲173	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,169	2,256	1,087	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲333,841	▲311,295	22,546	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲405	▲365	40	
	行政費用合計(b)	334,724	312,005	▲22,719	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲334,246	▲311,660	22,586	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲334,246	▲311,660	22,586	

【支出】物件費：委託料28,895千円、AED等1231千円、旅費10千円、維持補修費：町屋SCスプリンクラー3,437千円、補助費等：委員会報酬67千円、負担金807千円【収入】国庫等：376千円、その他：地域支援事業繰入金167千円

問題点・課題
 ○福祉避難所における備蓄品等の整備については、特養・SCと連携しながら在庫数量の拡大に向け、必要物品の配備を進めていく。
 ○施設(特養)の老朽化に伴い、今後、区立施設の大規模改修が必要となってくる。大規模改修について具体的に進めていく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、御利用者に必要なサービスを実施していく。	施設の職員や利用者に新型コロナウイルスの罹患者は出たが、適時対応し、クラスター化を防ぎ、安定した運営を継続した。	引き続き、コロナ禍においても、安定したサービス提供を行うことができるよう、指定管理者と連携していく。
②	花の木ハイム荒川における新指定管理者と共に、より充実したサービスを提供できるよう、連携していく。	指定管理者間の引継ぎは問題なく行われ、新指定管理者の下で充実したサービス提供を実現できた。	特養の改修及び通所サービスセンターの再編について、具体的な検討を進めていく。
③	各施設の主要設備である昇降機、空調、バルコニー防水、消火設備、電気室漏水、屋上防水等の改修工事を実施する。	昇降機設備、空調設備、消火設備、屋上防水の改修工事を実施した。	各施設の昇降機設備、自動火災報知設備の改修工事を実施するほか、照明をLED化する。

他区の実況	(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区)
	実施の11区(区立の特別養護老人ホームを有する区) (千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、北区、板橋区)

議(要)質問(状)

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,379	2,087	960	1,639	1,044	5,462	8,470
決算額 (5年度は見込み)		1,017	1,879	851	1,516	636	5,401	8,470
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	収容可能人員	600	600	600	600	600	600	600
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	災害備蓄食料品	636	需用費	災害備蓄食料品及び消耗品	5,401	需用費	災害備蓄食料品	3,426
						備品購入費	可搬式階段昇降機	5,044

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
	給与関係費	2,987	3,131	144	地方税等	0	0	0	
	物件費	636	5,401	4,765	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	409	718	309	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,032	▲ 9,250	▲ 5,218	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,032	9,250	5,218	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,032	▲ 9,250	▲ 5,218	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,032	▲ 9,250	▲ 5,218	

備考 物件費は、賞味（消費）期限を迎える備蓄食料品（さんま蒲焼・野菜ジュース等）及び備蓄消耗品（ボディタオル）の買替並びにエアベッドの新規購入に係る消耗品費に5,401千円かかっている。

問題点・課題
 ・平成25年度から災害備蓄品（備品、食料品等）の配備を続けており、他区と比較しても一定程度の備蓄が整ってきている一方で、食料品については7日分の備蓄に向けた配備を行っていく必要がある。
 ・各福祉避難所指定施設において、新型コロナウイルス等の感染症対策を踏まえた福祉避難所訓練を実施できるよう指導及び啓発を行っていく必要がある。
 ・新たな備蓄品の導入や福祉避難所訓練、MCA無線機の通信訓練を踏まえ、福祉避難所マニュアルの改善を行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	備蓄食料品の市場動向を注視するとともに、高齢者が食べやすく、かつ賞味期限が長いものを選定していく。	既存の備蓄食料品よりも賞味期限が長いものへの入替を行うとともに、新たに栄養ゼリーを追加した。	食料品の7日分の備蓄に向けて、高齢者向けミキサー食の追加配備を実施していく。
②	各福祉避難所指定施設が、福祉避難所マニュアルをもとに訓練を自主的に実施できるよう指導を行っていく。	特養花の木ハイム荒川で施設主導の福祉避難所訓練を実施した。また、養護老人ホーム千寿苑に訓練方法の指導を行った。	各福祉避難所指定施設が、感染症対策を踏まえた訓練を自主的に実施できるよう指導を行っていく。
③	福祉避難所に必要な備蓄品を精査するとともに、積極的に情報収集を行っていく。	福祉避難所での高齢者の生活をより快適にするために、新たにエアベッドを導入した。	階段昇降機など、福祉避難所に必要な備蓄品の導入を検討していく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況 議 平 成 28 年 度 6 月 会 議 災 害 時 の 福 祉 避 難 所 の 建 物 再 点 検 と 災 害 時 の 運 用 に つ い て
 会 質 問 状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	老人福祉センター管理運営	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木		
		担当者名	渡辺	内線	2618		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	老人福祉センター事務費					
	01-01-02	老人福祉センター営繕費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 45（ 1970 ）年度	根拠	荒川区立荒川老人福祉センター条例・施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	01	高齢者の社会参加の促進				
目的	高齢者が、生活相談・健康相談・機能訓練や各種行事・講座・教室へ参加することで、住み慣れた地域の中で教養を高め、明るく豊かな高齢期を過ごすことができるようにする。						
対象者等	満60歳以上の方						
内容	[名称及び住所] 荒川区立老人福祉センター 荒川区荒川1-34-6 [敷地面積] 777.68㎡ [延床面積] 2,021.17㎡ [構造] 地下1階地上4階建 [施設内容] 機能訓練室・相談室・いこい室・娯楽室・茶室・浴室・会議室等 ①生活相談（介護・福祉・就労等、生活全般の相談）②健康審査・相談（嘱託医による問診・血圧測の健康審査）③機能訓練（脳卒中などによる後遺症や身体機能の低下が認められる要介護認定非該当の方を対象）④入浴サービス（各定員30名、午後1時～3時、火曜、水曜、土曜）⑤各種行事（新春行事・文化祭行事・高齢者福祉週間行事・吟詠大会・荒川区高齢者芸能大会等）⑥各種教室・定例事業（書道・墨絵・ヨガ・太極拳・フラダンス等・茶道・あみもの・英会話・華道・朗読・硬筆・詩吟・そろばん・体操・コーラス・俳句・公開講座等）⑦いこい室事業（お楽しみマージャン・カラオケ・手芸・民謡・踊り・各種大会等）⑧介護予防事業（健康アップステーション・介護予防プログラムを実施）※高齢者福祉課にて経費負担⑨Zoom事業・eスポーツ事業						
経過	昭和45年12月 開設 平成 6年12月 全面改築に合わせて荒川老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターを併設した高齢者センターとして開設 平成 7年 4月 荒川区社会福祉協議会に管理運営を委託 平成28年10月 高齢者の介護予防や健康づくりの拠点としていくことを目指し、荒川老人福祉センターの介護予防事業を拡充 令和元年 4月 令和2年度からの指定管理者の公募を実施 令和2年 4月 指定管理者変更 令和3年 12月 eスポーツ事業を開始。Zoom事業を開始						
必要性	一人暮らし等に伴う孤独感の解消や介護予防の推進とともに、仲間づくり、生きがいの創出、社会参加の機会確保という観点からも、高齢者向けに各種相談・行事・講座・教室等を実施する施設が必要である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 平成18年から指定管理において荒川区立荒川老人福祉センターを運営している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 生活相談・健康審査・健康相談・機能訓練・入浴 (%)	8.1	15.8	15.5	13.1	20.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
	② 各種行事・各種教室・介護予防 (29～) (%)	67.4	68.6	67.7	67.9	45.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
③ いこい室・会議室・その他 (%)	16.3	13.7	20.2	16.7	53.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
重点的に推進	重点的に推進	高齢者が自発的に介護予防を実践できるよう、魅力ある事業の展開と介護予防の啓発を図るため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	66,304	67,879	69,515	64,683	79,585	64,662	99,279	
決算額 (5年度は見込み)	60,988	61,646	62,556	49,244	64,251	58,703	99,279	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	生活相談・健康審査・健康相談延べ件数	5,589	5048	3474	809	1678	2093	1526
	機能訓練・入浴延べ人数	3,220	3026	2514	0	219	429	216
	各種行事・各種教室・介護予防延べ人数	17,597	19824	19765	6696	8229	11019	8648
	いこい室・会議室・その他延べ人数	20,914	16903	16344	1620	1652	3299	2190

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	人件費	31,159	委託料	人件費	32,512	委託料	人件費	36,488
	管理運営費	23,219		管理運営費	25,142		管理運営費	29,173
	修繕費	1,105		修繕費	1,049		修繕費	1,106
工事請負費	工事請負費	8,768				工事請負費	工事請負費	32,512

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	4,695	4,025	▲ 670	地方税等	0	0	0	
	物件費	55,482	58,703	3,221	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	8,768	0	▲ 8,768	都支出金	566	309	▲ 257	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	17,744	17,744	0	その他	61	81	20	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	627	390	▲ 237	
	賞与・退職給与引当金繰入額	643	923	280	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 86,705	▲ 81,005	5,700	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	87,332	81,395	▲ 5,937	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 86,705	▲ 81,005	5,700	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 86,705	▲ 81,005	5,700	

備考 令和4年度：【支出】物件費は、指定管理料として58,703千円。【収入】都支出金：人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金309千円。その他：自動販売機電気料金等・簡易公衆電話使用料81千円。

問題点・課題 ○通所サービスセンターが併設されているため、新型コロナウイルス感染症の感染予防を一層、図っていく必要がある。一方で、高齢者のフレイル予防、認知症予防のため、実施可能な事業は継続的に実施していく必要がある。
○コロナ禍において、事業の一部を中止しているが、eスポーツ事業やICTの活用等により代替事業を拡充し、より多くの方の利用に供する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、Zoomを活用して実施できる事業を検討し、在宅でも参加できる事業を充実させていく。	Zoom事業を拡充したほか、VR機器の活用等の様々な観点から、デジタルデバインド解消事業を検討した。	既存の観点に捉われず、フレイル予防やデジタルデバインド解消に資する新たな取組みについて、引き続き検討していく。
②	eスポーツ事業を始めとしたICT活用による新たな事業を検討し、地域間・多世代間の交流を図っていく。	人気のeスポーツ事業において、機器を増設したり、地域交流の場を設けるなどして、事業を拡充した。	利用者の声を参考に事業の再編をしながら、コロナ禍において、高齢者の健康や文化的暮らしの一助となる施設を目指す。
③	給湯ボイラー2基の改修が完了したので、引き続き、必要に応じて修繕を行い、施設の維持に努める。	4階バルコニー庇のコンクリート剥離や1階調理室水栓の漏水など、不具合のあった箇所の修繕を行った。	自動火災報知設備等の改修工事を実施するとともに、適宜必要な修繕を実施し、施設の維持に努める。

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	実施の17区 (老人福祉センターがある区) (港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)

況 議 平 成 27 年 度 2 月 会 議 老 人 セ ン タ ー の 機 能 の 見 直 し に つ い て
会 質 問 状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-01-22		戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	都市型軽費老人ホーム整備促進事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	本木	
			担当者名	西田	内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-20-01	都市型軽費老人ホーム整備促進事業費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	老人福祉法		
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内		<input checked="" type="checkbox"/> 都基準内	<input type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	05	高齢者の住まいの確保				
目的	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、国及び都の補助制度を活用し、民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備を促進する。						
対象者等	荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱に定める、都市型軽費老人ホームを整備しようとする事業者を対象とし、区は都及び国の補助金（10/10）を活用し、施設を整備する事業者又はオーナーに整備費を補助する。						
内容	① 入所対象者 身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者（詳細基準は指針に定める） ② 施設概要 定員20人以下 個室面積 7.43㎡以上 必須設備 食堂・浴室等 人員配置 施設長・相談員（兼務可） ③ 利用料金 月12万円程度（生活保護受給者が利用可能な程度） ④ 設置可能地域 23区、武蔵野市、三鷹市の一部 ⑤ 整備費補助額 事業者創設型（基本額4,000千円＋高騰加算単価1,000千円）×定員数 事業者改修型（基本額2,800千円＋高騰加算単価 700千円）×定員数 オーナー創設型（基本額4,000千円＋高騰加算単価1,000千円）×定員数 オーナー改修型（基本額2,800千円＋高騰加算単価 700千円）×定員数						
経過	① 平成22年 4月 厚生労働省省令改正により都市型軽費老人ホームが設置可能となる ② 平成22年 6月 従来の国の補助に加え、都の整備費補助制度が開始 ③ 平成22年11月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 ④ 随 時 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱を一部改正 （区の整備実績） 平成23年度 「ほくと西尾久虹の家」（定員9人）を開設 平成24年度 「くつろぎの家」（定員10人）、「ケアハウス町屋」（定員20人）を開設 平成25年度 「はなまるハウス南千住」（定員20人）、「ケアハウス西尾久」（定員20人）を開設 令和元年度 「ケアハウス東日暮里」（定員20人）を開設						
必要性	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる施設整備の必要性は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員） 施設の建設及び運営は民間事業者等が行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 施設数	6	6	6	6	8	目標値は、1施設につき最大定員20名で計上している。
	② 定員数	99	99	99	99	139	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度		6年度					
継続		継続 令和元年度に定員20人の都市型軽費老人ホームが整備され、区内に計6か所（定員計99人）の施設が整備された。今後は、日常生活圏域8圏域を踏まえ、新たな都市型軽費老人ホームの確保を検討していく。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		—	80,000	20,000	—	—	—	128,760
決算額 (5年度は見込み)		—	68,274	19,966	—	—	—	128,760
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	施設数	5	5	6	6	6	6	6
	定員数 (人)	79	79	99	99	99	99	99
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
			報償費	都市型軽費老人ホーム事業者選定委員会報酬	0	報償費	都市型軽費老人ホーム事業者選定委員会報酬	356
			需用費	都市型軽費老人ホーム事業者選定委員会飲料水	0	需用費	都市型軽費老人ホーム事業者選定委員会飲料水	4
			負担金補助及び交付金	都市型軽費老人ホーム整備費補助金等	0	負担金補助及び交付金	都市型軽費老人ホーム整備費補助金等	128,400

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,280	1,342	62	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	175	308	133	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,455	▲ 1,650	▲ 195
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,455	1,650	195	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,455	▲ 1,650	▲ 195
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,455	▲ 1,650	▲ 195

備考 令和3年度及び令和4年度については、都市型軽費老人ホーム整備費補助事業を実施していないため、補助費等の収入・支出は行われていない。

問題点・課題 地域の特性や高齢者人口の動向等を注視しつつ、区内の日常生活圏域（8圏域）に合わせた施設の確保についての検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市型軽費老人ホームの待機者数の動向を踏まえつつ、必要に応じて、整備事業者の選定に係る公募を行っていく。	関係部署と連携し、待機者数を把握するとともに、今後の都市型軽費老人ホームの需要に関する検討を行った。	待機者数の動向を注視するとともに、必要に応じて都市型軽費老人ホーム整備事業者の公募を行っていく。
②			
③			

他区の実況 (実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区) 未実施区 港区・文京区・台東区・品川区・葛飾区・中央区

議会議事録 (要旨)